



親が認知症になったときの アパート(収益不動産)の管理はどうする？



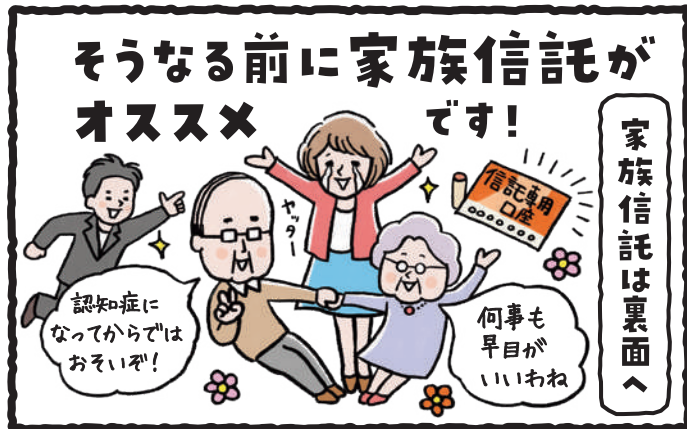
アパート経営する両親



もしこのまま親が認知症になったら...



とんでもないことに...!



農地は託せんらしい!

わしらの認知症に備えて
アパートを託すぞ

これで安心して
アパート管理できるのね!



家族信託



アパートの名義を変更するので
A子が管理・売却できる!

売却したお金は家族信託の親子連名
通帳で管理! そのお金で別の物件を
買うこともできます!

親が認知症でも口座凍結されないので
アパート管理に困らない!



どうすればいいの？

家族信託って どうやって進めるの？

ザッパリおからんぞ



お父さんお母さんと一緒に家族会議

まずは、お父さんお母さんの財産を一緒に把握しましょう！
家族関係も教えてね

次に皆さまの気になることはどんなこと??



家族信託の設計・提案

後日

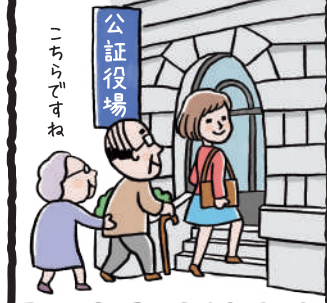
皆さまにぴったりの家族信託を提案します!

他にもこれからの老後に困ることがないか対策提案しますね!



公証役場へ行く

こちらですね



公証役場で契約

公証人の方も同席してくれるのね

これで手続きできますよ



銀行で口座開設

家族信託通帳で、親が認知症になってもお金の管理心配なし!

通帳



家族信託で安心

ウレシイ

みんなシアワセ

まかせてヨカッタ

認知症になる前に家族信託じゃ

これで家族全員安心ね!



家族会議から手続きまでサポート!



● 親への説明・ヒアリング

● 安心の初回相談無料

● 兄弟姉妹への説明・ヒアリング

● オンライン面談で全国対応可

設計報酬

245,000円～ (消費税込 269,500円)

*別途、契約書案作成司法書士報酬 33,000円～と登記司法書士報酬 82,500円～が必要となります。公証役場手数料、口座開設のための金融機関手数料も必要です。



tsunagu

株式会社つなぐコンサルティング
グループ法人: つなぐ司法書士法人・行政書士法人

相談実績 **3700** 件以上。

親の老後・認知症対策は専門家におまかせください!

お問い合わせは
こちらの
提携店まで



相談無料

株式会社コスモワーク不動産
〒422-8043 静岡県静岡市駿河区中田本町2-6

☎ **054-202-9565**